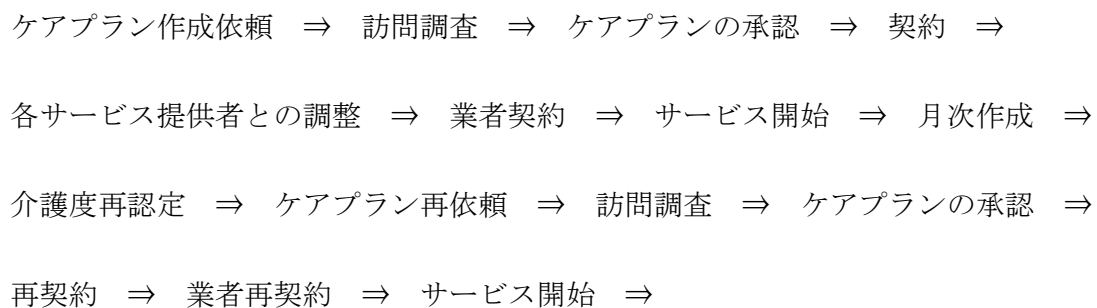


【令和7年10月1日改】

* ご不明な点は、なんでもおたずねください。



4. 利用料金

(1) 利用料

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

＊保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当法人からサービス提供証明書を発行いたします。

このサービス提供証明書を後日、各保険者の窓口に提出しますと、全額払戻しを受けられます。

項 目	要介護1・2	要介護3～5	
居宅介護支援費Ⅰ	¥12,000	¥15,591	○
初回加算	¥3,315	¥3,315	○
特定事業所加算Ⅰ	¥5,734	¥5,734	
特定事業所加算Ⅱ	¥4,652	¥4,652	
特定事業所加算Ⅲ	¥3,569	¥3,569	
特定事業所加算A	¥1,259	¥1,259	
特定事業所医療介護連携加算	¥1,381	¥1,381	
通院時情報連携加算	¥552	¥552	○
入院時情報連携加算Ⅰ	¥2,762	¥2,762	○
入院時情報連携加算Ⅱ	¥2,210	¥2,210	○
退院・退所加算(Ⅰ)イ	¥4,972	¥4,972	○
退院・退所加算(Ⅰ)ロ	¥6,630	¥6,630	○
退院・退所加算(Ⅱ)イ	¥6,630	¥6,630	○
退院・退所加算(Ⅱ)ロ	¥8,287	¥8,287	○
退院・退所加算(Ⅲ)	¥9,945	¥9,945	○
ターミナルケアマネジメント加算	¥4,420	¥4,420	○
緊急時等居宅カンファレンス加算	¥2,210	¥2,210	○
特定事業所集中減算	¥-2,210	¥-2,210	○
業務継続計画未実施減算	1%減算	1%減算	○
高齢者虐待防止措置未実施減算	1%減算	1%減算	○
同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント	5%減算	5%減算	○
運営基準減算	50%減算	50%減算	○

(2) 交通費

一切料金はかかりません。

(3) 解約料

お客さまはいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

(4) その他の料金

支払方法

料金が発生する場合、月ごとの清算とし、毎月、15日までに前月分の請求をいたしますので15日以内にお支払ください。お支払方法は、銀行振込・口座自動引落し(有料)の中からご契約の際に選べます。領収書は金融機関の書類をもって代えさせて頂いてますが、領収書が必要な場合はお申し出ください。

5. 利用方法

(1) サービスの利用開始

- ① まずはお電話等でお申し込みください。当社社員がお伺いいたします。
契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

(2)サービスの終了

- ① お客様の都合でサービスを終了する場合
- 文書でお申し出下さればいつでも解約できます。
- ② 当社の都合でサービスを終了する場合
- 人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介いたします。
- ③ 自動終了
- 以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。
- ・お客様が介護保険施設に入所した場合

・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
- ※ この場合、条件を変更して再度契約することができます
- ・お客様がお亡くなりになった場合
- ④ その他
- お客さまやご家族などが当社や当社の介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、またお客様やご家族および当社や当社の介護支援専門員間の信頼関係を損壊する行為をなし、改善の見込みがない為、この契約の目的を達することが不可能となった時は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただきます場合がございます。

6. 当社の居宅介護支援の特徴等

(1)運営の方針

在宅で介護されている方に軸足を置き介護されているお年寄りにとって最も適切なプラン作成を心がけるよう努力します。又、サービス提供事業者の選定については事業者の賠償範囲・賠償能力・モラル・事業規模などを熟慮し中立・公正な立場でサービス提供事業者を決定します。真心込めた介護プランを作成しサービスを提供いたします。

(2)居宅介護支援の実施概要等

訪問調査時の聞き取り調査に重点を置き希望される各サービスを提供できるよう作成します。

(3)サービス利用のために

事 項	有 無	備 考
介護支援専門員の変更	有	変更を希望される方はお申し出ください
調査（課題把握）の方法	-	厚生労働省の原則による
介護支援専門員への研修の実施	有	
契約後、居宅サービス計画の作成 段階途中でお客さまのご都合により解約した場合の解約料	無	前記4の（3）参照
当事業所のケアプランの訪問介護 通所介護、地域密着型通所介護、 福祉用具貸与の利用状況	有	サービス利用割合説明書 別紙参照
その他		

7. サービス内容に関する苦情

利用者やその家族からの苦情等に迅速かつ適切に対応するために、「社会福祉法人美蘭会苦情解決実施要綱」に従い、事業所に苦情受付担当者を配置しています。苦情が生じた場合は、直ちに相手方に連絡を取り、詳しい事情を把握するとともに、苦情解決責任者及び第三者委員に報告し、必ず具体的な対応を行います。また、苦情受付書、苦情受付報告書、苦情解決結果報告書を保管し、再発を防ぎます。

① 当センターお客さま相談・苦情担当

担当 佐藤 正仁 電話 042-674-8200

② 苦情発生時の対応

以下の流れで連絡を行います。

苦情受付 全職員
↓
苦情受付担当者 介護支援専門員
↓
苦情解決責任者 管理者

③ その他

当法人以外に、区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

介護認定を受けた各保険者

担当 高齢者福祉課（八王子市） 電話 042-620-7420

（ ） 電話

東京都国民健康保険団体連合会

苦情相談窓口 電話 03-6238-0177

8. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は管理者の指示に従い、市町村、当該利用者の家族、主治医及び当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

事故の状況や事故に際して取った処置について「事故報告書」に記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

9. 秘密保持

利用者の個人情報について「社会福祉法人美蘭会個人情報保護規程」「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めます。

当事業者が得た利用者の個人情報については、当事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとします。

当事業の従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するよう、また従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の際に文書にて誓約しております。

1 0. オンラインツール等を活用した会議の開催

利用者又はその家族の同意がある場合、サービス担当者会議及び入院中のカンファレンスをテレビ電話装置等（オンラインツール）を活用して行うことができるものとする。その際、個人情報の適切な取り扱いに留意します。

1 1. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

感染症の予防及びまん延を防止するため、次の措置を講じます。

- （1）感染症の予防及びまん延防止のための従業者に対する研修及び訓練の実施
- （2）その他感染症の予防及びまん延防止のために必要な措置（委員会の開催、指針整備等）

1 2. 虐待の防止のための措置

利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じます。

- （1）虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- （2）利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- （3）その他虐待防止のために必要な措置（委員会の開催、指針整備等）

2 事業所はサービス提供中に、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

1 3. 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保

男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策のため、次の措置を講じます。

- （1）従業者に対するハラスメント指針の周知・啓発
- （2）従業者からの相談に応じ、適切に対処するための体制の整備
- （3）その他ハラスメント防止のために必要な措置

1 4. 業務継続計画（BCP）の策定等

感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的に行うなどの措置を講じます。

1 5．当社の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 美蘭会
代表者役職・氏名	理事長 村上 正人
所在地・電話番号	東京都八王子市鎌水 9 4 番地 Tel 0 4 2－6 7 4－8 2 0 0
定款の目的に定めた事業	1、 第 1 種社会福祉事業 2、 第 2 種社会福祉事業 3、 老人居宅生活支援等事業 4、 公益事業

施設・拠点など	社会福祉法人 美 蘭 会
	特別養護老人ホーム絹の道 施設長 村上 正人
	絹の道デイサービスセンター センター長 栗原 利政
	絹の道ケアプランセンター 所 長 佐藤 正仁
	絹の道訪問介護事業所 所 長 山下 正之
	地域コミュニティーケアセンター絹の道 所 長 村上 正人

1 6．その他

----- 契約をする場合は以下の確認をすること -----

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者	
所在地	東京都八王子市鎌水 9 4 番地
名称	社会福祉法人 美蘭会 絹の道ケアプランセンター

説明者 氏名

私は、契約書および本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受けました。

利用者	住所 氏名	代筆 [有・無]
(代理人または 家族代表)	住所 氏名	